

クロスボーダー取引に関するEU義務的開示制度 (MDR: Mandatory Disclosure Rules)

新しいEU義務的開示制度 (MDR:Mandatory Disclosure Rules) が公表され、2018年6月25日に施行されています。この制度が貴社にどのような影響を与えるのかご確認ください



要旨

- EU義務的開示制度により、納税者が締結したクロスボーダー・アレンジメントがHallmarks (Hallmarksの内容については後述参照) に該当する場合、税務当局への開示が義務付けられます。
- Hallmarksは広範に定義されており、多くの商取引が制度の対象となります。
- EU加盟国が関与する、報告対象のクロスボーダー・アレンジメントは、定められた期限内に関連する国の税務当局へ開示される必要があります。この開示義務は、EUを拠点とするクロスボーダー・アレンジメントの仲介者がいない、または法務専門家の秘匿特権が適用される場合には、納税者へ課せられます。
- 開示された情報は、四半期ごとに全EU加盟国の税務当局間で共有されます。
- 2018年6月25日から移行期間が開始されます。同日から2020年6月30日の間に実施された報告対象のクロスボーダー・アレンジメントは、仲介者または納税者によって開示される必要があります。

下記が本制度の主なタイムラインとなります。

2018年6月 - 2020年6月	2018/2019年	2020年7月以降	2020年8月31日
本制度は、2018年6月25日に施行されます。移行期間が設けられ、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施される報告対象クロスボーダー・アレンジメントが開示の対象となります。対象取引は、2020年に開示される必要があります。	EU加盟国は、本制度を国内法に導入するよう依頼されています。HMRCは2018年に法令、2019年に細則について公開草案が予定されています。最終的な要件は、その時まで定められません。	本制度は2020年7月1日に完全施行されます。助言を受けてから、または取引のうち最初のステップを実行してから30日以内に開示を行う必要があります。	移行期間 (2018年6月25日から2020年6月30日) 中に実施された報告対象クロスボーダー・アレンジメントを、2020年8月31日までに開示する必要があります。

この制度がなぜ重要なのか？

- 取引内容、納税者、取引金額および関連者等に関する情報を税務当局へ開示する必要があります (右記、「開示すべき情報」参照)。
- 移行期間が2018年6月25日から開始され、同日後に、最初のステップが実施される取引が開示対象になります。納税者およびアドバイザーは、開示に備えて同日以後の取引を記録していく必要があります。
- Hallmarksは広範であり、多くの商取引が対象となります。納税者およびアドバイザーは、クロスボーダー取引に関与する場合、それがHallmarksに該当するか否かを決定する必要があります (Hallmarksの内容については後述参照)。
- 多くの場合、開示義務は納税者に直接課されます。
- 本制度に遵守しない場合、罰則を受けるリスクがあります。ただし、罰則の内容はまだ確定していません。

開示すべき情報

本制度により開示が必要とされる情報として以下が挙げられます。

- 納税者の氏名、所在地、生年月日 (個人の場合)、居住地
- 納税者識別番号
- 関連者の詳細情報
- アレンジメントに関する説明
- 最初に取引が実施された日、またはされる日
- 取引金額

この制度の主な内容について

1. 何が制度の対象となるか？

EU義務的開示制度は、2か国以上のEU加盟国が関与する、または加盟国および非加盟国が関与するクロスボーダー・アレンジメントに適用されます。

2. どのようなクロスボーダー・アレンジメントが報告対象となるか？

Hallmarksに該当するクロスボーダー・アレンジメントが報告対象になります。Hallmarksは、異なる種類のアレンジメントを含む5つのカテゴリーに分類されます。

3. Hallmarksはどのようなものか？

Hallmarksは、右記の通りになります。税務ベネフィットを主目的とした一部のアレンジメントに対して適用されます。しかしながら、そのような主目的がなくとも適用されるアレンジメントもあるため、適用対象がかなり広範になる可能性があります。

4. 誰が開示を行う必要があるか？

- i) EUを拠点とするクロスボーダー・アレンジメントの仲介者（アドバイザーまたはサービス・プロバイダー等）がいる場合、当該仲介者が開示を行う必要があります。
- ii) クロスボーダー・アレンジメントに関与する仲介者が複数いる場合、仲介者全員が開示を行う必要があります。ただし、必要な情報がすでに提出されたという証明がある場合を除きます。
- iii) ある仲介者が、その加盟国の法律における法的専門家の秘匿特権に従って開示が免除される場合、開示義務は他の仲介者または納税者へ引き継がれます。
- iv) どの仲介者もクロスボーダー・アレンジメントを開示する必要がない場合には、納税者に開示義務が課されません。これは、アレンジメント実行につき外部から助言を受けなかった場合、EU域外で助言を受けた場合、または法務専門家の秘匿特権の対象となる場合に該当する可能性が高くなります。

5. ブレグジット(BREXIT)により何か変更があるか？

HMRCは、英国政府がこれらの対策を導入しようとしている旨を明らかにしています。そのため、本制度の影響を受ける会社は、すぐに制度導入に備える必要があります。

Hallmarksについて

主要タックスベネフィットテストを充足すると適用される

Hallmarks

- 一般的なHallmarks - 秘密保持契約条項が付されているもの、成功報酬型になっているもの、標準化された租税回避商品があります。
- 税務ベネフィットが主目的である特定のHallmarks - 欠損会社の買収、課税対象所得のキャピタルゲインまたは非課税所得への変換、循環取引または相殺取引が含まれます。
- クロスボーダー取引に関連する特定のHallmarks - クロスボーダー取引において、支出側で損金算入となる一方で、受取側が、法人税率がゼロまたはゼロに等しい国の居住者である場合、課税が免除される場合および支出について優遇税制の恩恵を受ける場合が対象となります。

主要タックスベネフィットテスト充足とは関係ないHallmarks

- クロスボーダー取引に関連する特定のHallmarks - クロスボーダー取引において、支出側で損金算入となる一方で、受取側がどの国の居住者でもない場合、受取側がEUもしくはOECDで挙げた課税に対して非協力的な国の居住者である場合、同じ資産に対する減価償却が2つ以上の国で適用される場合、税額控除制度が2つ以上の国で適用される場合、または資産の移転において2つの国で取り扱われるそれぞれの対価に重要な相違がある場合が対象となります。
- 自動情報交換および受益者に関連する特定のHallmarks - 主要タックスベネフィットテストが充足され主目的でなくても適用されます。また、受益者の身元が確認できない場合、持株会社およびトラストが関与するストラクチャーも含まれます。
- 移転価格に関連する特定のHallmarks - 3つのHallmarksがあります。a) 片務的セーフ・ハーバー・ルールが含まれるアレンジメント。b) 評価困難な無形資産の移転が含まれるアレンジメント。c) クロスボーダーの機能/リスク/資産の移転であり、仮に移転されなかった場合と比較して譲渡者のEBITが50%未満となるもの。

PwCがあなたの力になります

- これら制度に関する詳細情報は、弊社のよくある質問（FAQ）にてご覧いただけます。
- 当社では報告義務を果たすお手伝いをいたします。
- 詳細につきましては、PwC担当者までご連絡ください。

Nick Woodford

International Tax Partner
EMEA Japanese Business Network
Leader
Tel: +44 (0)7740 064 682
Email: nick.woodford@pwc.com

Jun Takashima

International Tax Partner
Tel: +81 (0)3 5251 2574
Email: jun.takashima@pwc.com

Satoshi Tanaka

International Tax
Tel: +44 (0)78 4107 2433
Email: satoshi.x.tanaka@pwc.com

本書の内容は一般的な情報伝達のみを目的とし、専門家との協議の代替として使用するべきものではありません。

© 2018 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. PwCとは英国の会員会社、場合によってはPwCネットワークを指します。各会員会社は、異なる法人です。詳細については、www.pwc.com/structureをご覧ください。

181009-101738-JK-OS